

会津美里町最低制限価格制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、町が発注する建設工事（測量並びに工事の設計及び工事に関する調査を除く。以下同じ。）の契約の締結にあたり、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項（第167条の13において準用する場合を含む。）及び会津美里町財務規則（平成17年会津美里町規則第43号）の規定に基づき、最低制限価格を設ける場合の取扱いについて定めるものとする。

(対象工事)

第2条 最低制限価格制度を採用する工事（以下「対象工事」という。）は、1件の予定価格が300万円以上で競争入札に付する建設工事とする。

(最低制限価格)

第3条 「最低制限価格」とは、契約の内容に適合した履行を確保するために特に必要があると認められる場合に、予定価格の制限の範囲内で落札価格の最低限度の基準として設定する価格をいい、契約権者は、対象工事について予定価格の10分の7から10分の9の範囲内で最低制限価格を設定するものとする。ただし、契約権者は、最低制限価格の設定が不適切と認められる場合は、最低制限価格を設定しないことができる。

(予定価格調書への記載)

第4条 最低制限価格を設けたときは予定価格調書に当該最低制限価格を記載するものとする。

(最低制限価格設定の周知)

第5条 最低制限価格を設定した場合には、入札に参加しようとするものに対し、入札の公告又は、入札の通知書に最低制限価格が設定されていることを記載し周知するものとする。

(最低制限価格の公表)

第6条 最低制限価格の公表は、会津美里町入札結果等公表事務処理要領（平成17年会津美里町告示第32号）第7条第2項の規定による入札結果表に最低制限価格を記載し、閲覧に供することにより事後公表とする。

(落札者の決定)

第7条 最低制限価格を下回る価格の入札が行われた場合には、当該入札参加者を落札者とし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、最低制限価格制度の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成21年6月10日から施行する。